

2025年の欧州通信業界の展望



2025年1月31日
(株) KDDI総合研究所 シンクタンク部門
康 佳慧

■ EU新政権の動向

- 欧州連合理事会議長国の輪番国は2025年1月-6月はポーランド、7月-12月はデンマーク。前後の議長国と協力して主導するが、大国が含まれておらず、政策決定が進まない可能性がある。また、独仏では内政に混乱が生じており、議会が膠着状態に陥る可能性がある
- **大手デジタル企業への規制厳格化、NW費用の公平な負担などを含むデジタルネットワーク法、AIやクラウドや量子などの先端技術の開発促進、未成年者のオンライン保護を中心に立法が進む予定**

■ 通信市場・政策動向

- **欧州の5G人口カバレッジは89%**、2025年の欧州主要国の5G普及見込みは、英82%、仏47%、独70%、西34%、伊46%
- **MNO事業者の統合による競争の維持に注目が集まる、英での4to3、西での合併&Digi新規参入、伊での5to4**
- MNO合併規制の緩和の可能性があるが、EU外国補助金規制と各国の国家安全保障法制による外資規制審査は継続
- 英仏独で銅線撤退とFTTH展開が進み、英仏では銅線の売却益を得る

■ データ法制

- 欧州データ法は2025年9月から適用開始予定。トラッキングやスパムを規制する欧州ePrivacy規則案の成立目途は立たず
- 英国データ・アクセス法案は2025年半ばまでに成立し、2026年初頭に施行される見込み

■ AI規制

- 欧州AI法の大部分は、2025年2月と8月に適用開始され、関連するガイドラインが公表される見込み

■ 競争・プラットフォーム規制

- **DMAとDSAに基づく最初の制裁金賦課が決まる可能性が高い**。ECへの監視強化はDSA執行の優先事項に
- 英国のDMCC施行により、CMAは戦略的地位を有する企業の規制を開始、オンライン小売と広告における消費者保護に力を入れる予定
- **大手プラットフォームなどによるAI・クラウド領域企業への投資計画が進む**。
これに対して、各国競争当局は警戒すると予想されるが、**最終的に競争阻害はないとし、許可される可能性が高い**

2025年のEU : 2024-2029年期欧州委員会とその最優先事項

- 2024年7月18日、欧州委員会の委員長Ursula von der Leyen氏は2024-2029年期の委員長として続投が決定。同氏は12月1日に、2期目となる新体制を発足させ、今後5年間の政治指針を発表
- 7つの優先課題のうち、デジタル・電気通信・AI等の分野における競争力と安全保障の強化が政策と立法の最優先事項に
- 右派および極右政党が相当数の議席を獲得し、新議会はより分裂的になっており、意思決定プロセスに影響が出る見込み

2024-2029年期欧州委員会



政治指針の最優先課題： 欧州の競争力と防衛・安全保障の強化

- 競争力の向上：**
デジタル単一市場の完成、デジタル規制の着実な執行、半導体、IoT、量子、宇宙技術などへの投資強化、AIファクトリー構想、欧州データ連合戦略
- 防衛・安全保障：**
サイバー攻撃対策のためのNATOとの協力強化、早期警報システム、サイバー脅威の対応のための防衛基金の設立、サイバー防衛産業の発展
- 最優先課題の実現が直面する課題：**
 - ① 技術関連の課題に対する責任はより多くの欧州委員に分配されており、一部の担務が重複しているため、委員には緊密な協力が求められる
 - ② イノベーションを促進するための規制緩和の実現

- 欧州連合理事会議長国の輪番国は2025年1月-6月はポーランド、7月-12月はデンマーク。前後の議長国と協力して主導するが、大国が含まれておらず、政策決定が進まない可能性がある
- 独仏では内政に混乱が生じており、与党が過半数割れとなり議会在膠着状態に陥る可能性がある

■ 欧州連合理事会議長国 (Presidency of the Council of the European Union)

- 議長国は6カ月交代の輪番制、2007年以降は当期の議長国とその前後の議長国が協力
- 議長国、前後の議長国には、大国が含まれておらず、政策決定が進まない可能性がある

年	期間	議長国
2024	1月 - 6月	ベルギー
	7月 - 12月	ハンガリー
2025	1月 - 6月	ポーランド
	7月 - 12月	デンマーク
2026	1月 - 6月	キプロス
	7月 - 12月	アイルランド

2025年上期

2025年下期

■ 独仏では政局は混迷の様相

- **仏**：欧州議会選挙の結果を受けマクロン大統領が解散を発表し、2024年7月に決選投票が行われた。国民議会で単独過半数に届く政党がなく、9月に発足したばかりのバルニエ内閣は早くも総辞職に追い込まれた。12月上旬には内閣不信任案が可決。これを受け、12月13日にマクロン大統領が中道派のフランソワ・バイル氏を首相に任命。フランスの政治制度では、前回選挙から1年経過するまで総選挙を実施できないことから、当面は議会在膠着状態に陥る可能性が高い。
- **独**：2024年11月に予算協議を巡る対立で連立政権が崩壊。2025年2月には解散総選挙が行われる。最大野党のキリスト教民主・社会同盟が第一党に返り咲く見通し。一方、選挙公約に「EU離脱を検討する」と謳う極右AfD（ドイツのための選択肢）が支持率2位と注目を集める。2025年にはDexit*の議論が注目を集める可能性がある。
*Dexitとは、ドイツのEU離脱（Deutschland+exit）の略称である。

- 電気通信分野関連委員の担務に、外国補助金規制、合併規制の見直し、デジタルネットワーク法制などが盛り込まれている
- **2025年以降は大手デジタル企業への規制厳格化、NW費用の公平な負担などを含むデジタルネットワーク法、AI、クラウドや量子などの先端技術の開発促進、EU域外の政府補助金に対する審査の強化、立法化が進められる見込み**

▼ 域内市場担当



Stéphane Séjourné氏

- フランス前外相であるStéphane Séjourné氏は、欧州委員会の域内市場担当委員に就任し、欧州の競争力を損なうことなく産業の回復と成長を促進しながら、脱炭素化をを目指す
- EU単一市場戦略の執行強化、欧州競争力基金の開発、産業脱炭素化促進法案の提示、ネットゼロ産業法の施行、外国補助金規制の施行などを担当

▼ 競争政策担当



Teresa Ribera氏

- スペインの元副首相であるTeresa Ribera氏は今期欧州委員会の競争政策担当委員に就任し、前任者で大手デジタル事業者規制で有名なVestager氏の方針を踏襲する見込み
- 主に、脱炭素関連の国家援助枠組の検討、合併規制ガイドラインの見直し、DMA（Digital Markets Act）の執行措置の策定などを担当。Ribera氏は、国際競争力を有する大企業の育成が必要であると主張

▼ 技術主権・安全保障担当



Henna Virkkunen氏

- フィンランド出身の欧州議会議員Henna Virkkunen氏は、欧州委員会の技術主権・安全保障・民主主義担当委員に就任し、競争力と回復力を備えた包括的なEUデジタル未来の形成を主導し、EUの安全保障の強化を目指す
- EUクラウド・AI開発法、AI戦略、EU量子チップ長期計画、デジタルネットワーク法、欧州データ連合戦略などを担当。DSAに基づく未成年者保護やオンライン安全規制も積極的に取り組む予定

- 2025年には、「欧州のデジタルインフラ政策の今後の方向性を示す白書（2024年2月）」で提案された**MNO合併規制緩和**、**NW費用の公平な負担**について立法化を検討する見込み。同時に、**電気通信規制を改革するデジタルネットワーク法**とEUの**技術主権を維持するためのクラウドとAI開発法**が、今後の欧州委員会において議論となる可能性が高い

■ 欧州委員会の白書と欧州閣僚理事会の結論の抜粋

項目	白書提案概要	欧州閣僚理事会の結論
欧州のための安全かつ強靱なデジタルインフラ構築	3Cネットワーク*の構築、バックボーンインフラ、海底インフラと量子技術の強化など	提案を歓迎しつつ、欧州委員会に対して消費者利益を促進するための効果的な競争の維持を求めた
MNO合併規制緩和	合併規制緩和により、欧州で国際競争力のある通信大手企業を作り出す	規制緩和を否定せず、規模を問わずに事業者がビジネスの機会と利益を得て、効果的な競争に貢献できるようにすべきだと強調
NW構築費用の公平な負担	ビッグテック企業と通信事業者に5Gの展開資金を拠出させる	制度化には、オープン・ネットワーク原則に沿って、包括的・徹底的な分析と影響評価が必須

*3Cネットワークとは、通信事業者のクラウド・エッジ向けのエンドツーエンドの統合インフラ・プラットフォームを立ち上げるために基礎となるネットワークを指し、コネクテッド・コラボレーティブ・コンピューティングという3つの機能を備えている。

■ デジタルネットワーク法（DNA）

経緯 欧州委員会前委員Breton氏が2023年10月に自身のブログでDNA構想を発表。後に、一部は2024年2月発表の欧州委員会の白書に取り入れられる

内容 市場の細分化が通信事業者の規模と機敏性の実現を妨げており、市場の障壁を取り除く4つの提言を掲げた。（NW費用の公平な負担やMNO合併規制緩和、重要インフラのセキュリティ強化など）

■ EUクラウド・AI開発法

経緯 イタリア前首相Draghi氏が欧州委員会の要請を受け、2024年9月に発表した報告書「欧州の競争力の未来」で、欧州のAI規制とGDPRがAI競争でEUの足を引っ張ると懸念し、クラウド・AI開発法を提案

内容 ①クラウド：クラウドサービスのEUパスポート制度の導入、セキュリティ認証制度に基づく主権管理等
②AI：AIコンピューティング能力の強化とEU域内の提供枠組の構築、AI開発におけるGDPRとの調和等

- 2025年の夏までにDSA（Digital Services Act）に基づく未成年者保護のガイドライン草案が完成され、**2025年後半に採択**される予定
- デジタルプラットフォームにおける消費者保護を強化するための**デジタル公正法（Digital Fairness Act）**は、**2025年から立法検討に関する公聴会と影響評価を実施**する予定。本格的な立法提案は2026年初頭に行われる見込み

■ DSAに基づく未成年者保護のガイドライン

内容

- DSAでは、プラットフォーム事業者によるサービス設計・提供における**未成年者保護措置**（年齢確認システムの導入、定期的なリスク評価の実施、リスク軽減対策の導入）を義務付けている
- DSAの要件に沿って、オンラインプラットフォームが未成年者に対して高度なプライバシー、安全性、セキュリティを確保する方法を定める。プライバシー保護年齢確認システムの導入も伴う

動向

- 2024年7月、DSAに基づく未成年者保護のガイドライン策定に関するCall for Evidenceが開始
- 2024年10月、欧州委員会は未成年者のオンライン被害対策のための優良事例を収集
- 2025年夏までに草案を完成、2025年後半に同ガイドラインを採択する予定

※英国では、**2023年オンライン安全法に基づく未成年者オンライン保護の強化も進んでいる**。関連規制パッケージ草案は**2025年春に最終化**。2025年に**16歳未満のSNS利用禁止の法制化が検討される見込み**

■ デジタル公正法（DFA）

経緯

- 巧妙なデジタルマーケティング手法の増加や消費者の自主性に対する脅威の増大に伴い、デジタル分野においてDMAとDSA以外のより強力なユーザー保護が必要

目的

- **ダークパターン***、中毒性のあるデジタルサービスデザイン、搾取的なターゲット広告慣行、オンラインプロファイリング、分かりにくいサブスクのキャンセル仕組み、SNSインフルエンサーによる問題のあるマーケティングなど有害なオンライン・マーケティング手法に対抗することを目的としている

動向

- 2020年11月、欧州委員会は新消費者アジェンダを発表し、オンラインプラットフォームでの詐欺的、不公正かつ誤解を招く商慣行を警戒
- 2022年11月、欧州委員会は不公正な商慣行指令、消費者権利指令、不公正な契約条件指令という既存のEU消費者法をデジタル商慣行に対応させるための見直し公開諮問を開始
- 2024年10月、欧州委員会は「デジタル公平性適合性チェック報告書」を公表、ダークパターン、データ駆動型操作、パーソナライズ広告など、消費者の選択と信頼を損なう新たな課題の出現を指摘

*ダークパターンとは、消費者の意思決定を操作することを目的としたユーザー・インターフェースの設計を指す。

- 2024年10月NIS2指令が全面適用し、その実施法が採択された。2025年には、NIS2指令で定めているインシデント報告義務の遵守が注目され、**NIS2指令に基づく制裁金決定が下される可能性が高い**
- 2025年、サイバー連帯法（Cyber Solidarity Act）に基づく**サイバー脅威に対応する協カメカニズムの検討が開始し、「マネージドセキュリティサービス」*に対する欧州の認証制度の制定と導入が本格化**

■ NIS2指令の全面適用

内容	• 必要不可欠な事業体（デジタルインフラなど）や重要事業体（プラットフォームなど）にリスク管理措置の実施義務やインシデント報告義務を課す。違反の場合には、制裁金を科す
動向	• 2024年11月、欧州委員会は施行期限（2024年10月18日）までにNIS2指令の完全国内法化に対応していない23の加盟国に対し、2カ月以内の移行完了を要請した

■ NIS2指令の実施法

内容	• デジタルインフラ・プロバイダーのリスク管理対策および重大インシデントの判断に関する技術的・方法論的要件を明記 • 適用対象：クラウドコンピューティング・サービス、データセンター・サービス、オンライン・マーケットプレイス、オンライン検索エンジン、SNSなどのプロバイダー
特徴	• デジタルインフラ・プロバイダーのカテゴリごとに、重大なインシデントとみなされるケースを特定

■ サイバーセキュリティ規制パッケージ（2024年12月採択）

内容	• サイバー連帯法 ：サイバーセキュリティ警報システム、サイバーセキュリティ応急メカニズムとインシデントレビューメカニズムの構築で、サイバーセキュリティインシデントに効率的かつ効果的に対応 • サイバーセキュリティ法改正案 ：サイバーセキュリティインシデントを予防、検出、対応、回復するマネージドセキュリティサービスに関する認証制度を導入することによって、EUのサイバーレジリエンスを強化
動向	• 2025年初頭に発効し、関連する取り組みが本格化

通信市場動向：5G普及状況&今後の投資動向

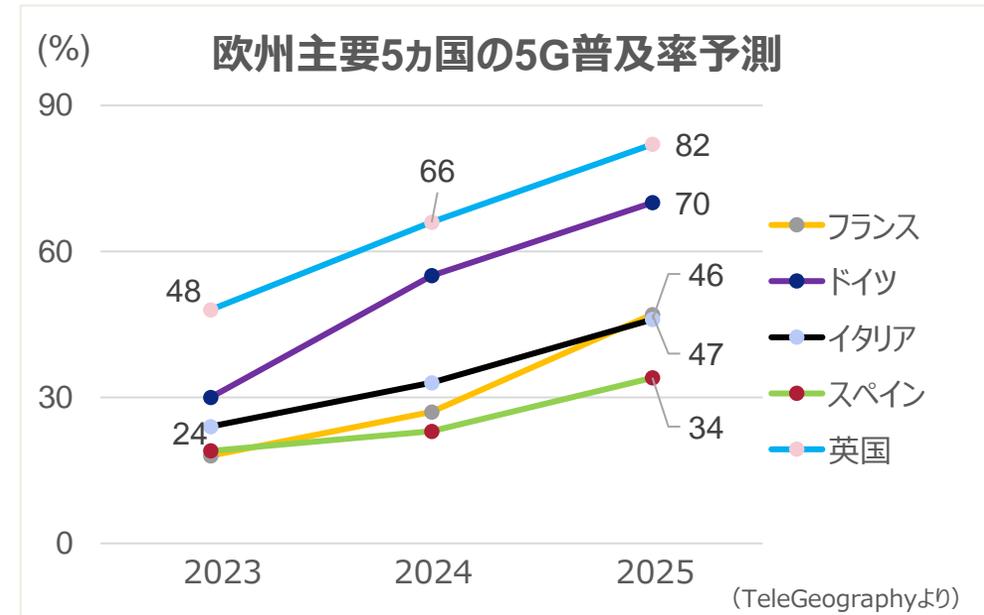
- 欧州全体の5G人口カバレッジは89%
- 2025年には**欧州主要5カ国の5G普及率は、英82%、仏47%、独70%、西34%、伊46%になる見込み**

【現状】

- 2024年6月時点で、EU全27加盟国での5G人口カバレッジは89%（2023年9月時点で81%）
- **EU全27加盟国のほとんどで少なくとも1社は、5G SAに投資しているが、その投資規模は不明**
- 2024年にオーストリア、ブルガリア、ラトビア、オランダで5G周波数オークションが行われた。
3.6GHzは全27加盟国で、700MHzは25の加盟国で、26GHzは12の加盟国で割当て済。ただし、3.6GHz帯の5G展開は遅れている

【展望】

- **2025年、欧州主要5カ国の5G普及率は、英82%、仏47%、独70%、西34%、伊46%になる見込み**（右グラフ）
- デジタル分野等での欧州レベルのインフラ投資プログラムであるThe digital part of Connecting Europe Facility (**CEF Digital**)に基づき、**2021-2027年に以下の2つのプロジェクトへの公的資金供与により5Gの更なる普及を図る。**
 - ①5G回廊(5G Corridors)：自動運转向けの国境を越えた5Gカバレッジの実現
 - ②スマートコミュニティ向けの5G：5Gとエッジ・クラウド技術の活用により、医療、教育、行政、運送等の産業分野で高速・低遅延・大容量の通信によるIoT普及を実現



- 2025年11月に適用開始のギガビットインフラ法は5Gと光ファイバーなどの展開を加速させると期待される
- 2024年12月衛星計画「IRIS2」が始動、2030年には290基の衛星群からなる衛星サービスが提供される予定

【現状】

- 欧州委員会は2024年7月に「デジタルの10年（Digital Decade）の現状に関する2024報告書」を公表し、**現状が設定された高速通信の目標達成に程遠いと指摘**。光ファイバーの世帯カバレッジは64%（進捗率13.5%）

【展望】

- **ギガビットインフラ法**（Gigabit Infrastructure Act, GIA）は2025年11月に適用開始、インフラ展開のコスト削減と行政許認可手続きの簡素化による5Gと光ファイバーの展開迅速化が期待される。
- 2025年、**100Mbps以上の高速ブロードバンドは7割で、持続的・堅調な伸張が見込まれる**が、1Gbpsは2028年でも2割弱と遅れ

ギガビットインフラ法の概要

- 2024年4月成立、5月発効、2025年1月適用開始
- EU域内でのネットワークインフラ展開の迅速化のため、以下を規定
 - 関連する許認可手続きの簡素化・デジタル化
 - 電気通信事業者による必要な物理インフラへのアクセス要件の整備
 - 事業者間での土木工事の調整手続
 - 新築及び大規模改修建築物への光ファイバー敷設義務

• 通信衛星コンステレーション「IRIS2」

- ガリレオ、コペルニクスに次ぐEU第三の宇宙プログラムで、2024年12月に始動
- 主な目標は、**安全な政府衛星通信サービスと欧州全域で高速・シームレスな通信サービスの提供**
- EUと欧州宇宙機関（ESA）による65億€の公共投資と、SpaceRISEによる40億€以上の民間投資でまかなわれる
- **加盟国が所有する既存の衛星容量がGOVSATCOM*に提供され、初期の政府向けサービスが2025年に開始**
- 2030年初頭までに、290基の衛星群からなる衛星接続サービスが提供される予定

*GOVSATCOM EU提供の政府向けの衛星通信サービス

- ・英国では、VodafoneとThreeの合併により、**MNO3社体制となり効果的な競争が維持できるかに注目が集まる**
- ・スペインでは、西OrangeとMásMóvilの合併をきっかけに、MVNOのDigiがMNOとして**2025年下期に新規参入**
- ・イタリアでは、伊VodafoneとFastwebが合併により**モバイルと固定市場の両方で1位のTIMに挑戦**

■ MNOの事業統合の動き

【下図中の略語と正式名称】 MM: MásMóvil; OR: Orange; TF: Telefónica; Three: Hutchison 3G UK; VD: Vodafone

英国 第3位・4位MNO統合 (4to3)	スペイン 第2位・4位MNO統合 (4社維持)	イタリア 第2位・5位MNO統合 (5to4)
<p>統合前 1位 2位 3位 4位</p> <p>VM02 EE VD Three</p> <p>条件付き承認済</p> <p>統合後 2位 3位 1位</p>	<p>統合前 1位 2位 3位 4位</p> <p>Digi TF OR VD MM</p> <p>新規参入 条件付き承認・統合完了</p> <p>統合後 2位 3位 1位</p>	<p>統合前 1位 2位 3位 4位 5位</p> <p>TIM VD Wind Tre Iliad Fast web</p> <p>無条件で承認済</p> <p>統合後 1位 3位 4位 2位</p>
<p>2024年 12月、英CMAはVodafoneとThree事業統合について、両社が提出した競争上の懸念解消案の遵守を条件として承認 ※懸念解消案：ネットワークのアップグレードに数十億£の投入、既存モバイル料金の3年維持、MVNO事業者への卸売条件の維持</p> <p>2025年 両社の統合取り組みは本格的に始動し、統合後の会社から一部の周波数帯域をVM02に売却する見込み</p>	<p>2024年 2月、欧州委員会は西Orange、MásMóvilの統合(50：50JV設立)を条件付きで承認 ※競争阻害の治癒策として、両社の周波数資産の一部をルーマニアDigiに売却し、JVがDigiと国内ローミング契約を締結 3月26日、両社は統合完了、JV事業を開始</p> <p>2025年 下期から、DigiはMNOとして新規参入 両社のJV、及び西Telefónicaとのローミング契約を通して、本格的にモバイル通信を提供</p>	<p>2023年 11月、5位Fastweb (Swisscom子会社)は伊Vodafoneとの統合を提案 12月、4位Iliad (フランス資本)もVodafoneとの統合を提案</p> <p>2024年 9月、欧州委員会はSwisscomによる伊Vodafoneの100%買収を無条件で承認 12月、伊VodafoneとFastWebは合併完了、</p> <p>2025年 伊VodafoneとFastWebはブランディングを変更せずにサービス開始</p>

通信市場動向：外国投資における国家安全保障審査の強化

- 2024年、外国投資に対し、EUでは外国補助金規則（FSR）の施行に伴う競争審査、英国では国家安全保障・投資法（NSI）の改正による国家安全保障審査を実施
- 2025年、EUのMNO合併規制が緩和される可能性があるが、EUの外国補助金規制（FSR）と各国の国家安全保障法制に基づく外資規制審査の強化が継続する見込み

審査基準	外資投資案件	審査結果	承認条件
EU FSRによる市場における効果的な競争の維持	アラブ首長国連邦（UAE）の国営通信企業e&によるPPFテレコム*1の一部買収（2024年）	e&が受け取ったUAE政府の補助金はEU域内市場における競争の歪みにつながる可能性があることを理由に、条件付きで承認	e&とその管理者であるUAEの政府ファンドEIAは以下の承認条件を10年間遵守する必要がある ①無制限の国家保証を排除、②e&とEIAからPPFのEU域内市場における活動への資金提供を禁止、③外国補助金規制に基づく通知対象ではない将来の買収も欧州委員会に通知
英国 国家安全保障・投資法（NSI）による自国の重要インフラの保護	e&によるVodafone株式の買い増し（14%→14.6%、筆頭株主の地位を維持、2023年）	NSI法の義務付けと国家安全保障上の対応措置の実施命令付きで承認	①契約条件変更、終了時の政府への通知義務を課した ②Vodafoneに対して同社とそのグループで英国の国家安全保障に影響を与える、または関連するセンシティブな業務を監督する「国家安全保障委員会」を設立するように命令
	VodafoneとThree（香港Hutchisonグループの英国事業）の合併（2023年）	条件付きでNSI法に基づく国家安全保障上の審査を承認	①社内での国家安全保障委員会の設立、うちサイバーセキュリティ、物理的セキュリティ、人的セキュリティを監視するグループを設置し、「定期的に」政府に報告 ②ネットワーク移行計画の外部レビューを義務付け ③両社のガバナンスに関する特別な取り決めの設定

*1 PPFテレコムは、チェコに本社を置き、チェコ、ブルガリア、ハンガリー、セルビアとスロバキアで通信事業者として1000万人を超える顧客にサービスを提供している。e&は一部買収により、PPFのブルガリア、ハンガリー、セルビア、スロバキア事業の支配権を取得した。チェコ事業はPPFに残る。

- 英は2027年、仏は2030年、独は2032年に銅線を完全廃止する計画。**仏は2025年に銅線廃止とFTTH展開のピークを迎える。**独は2025年に光ファイバーへの早期移行のガイドラインを公表し、光ファイバーの規制枠組を策定する見込み
- 2025年、英BTと仏Orangeなどの事業者が銅線売却益を得る

■ 銅線撤退とFTTH展開の進捗

国	銅線撤退	FTTH展開状況
英	<ul style="list-style-type: none">• 2027年までに銅線完全廃止	<ul style="list-style-type: none">• FTTHカバー率は73%
仏	<ul style="list-style-type: none">• 2030年までに銅線完全廃止• 進捗：全国バックボーンNWから半分の銅線を撤去済	<ul style="list-style-type: none">• FTTHカバー率は90%• FTTH展開の完全性を確保する勧告草案が2025年に公表される見込み、銅線が完全廃止できない個別状況への対応を問題視
独	<ul style="list-style-type: none">• 2032年までに銅線完全廃止	<ul style="list-style-type: none">• FTTHカバー率は36.8%、2025年末までに50%を目指す• 光ファイバーへの早期移行のガイドラインを検討中、2025年に光ファイバーの規制枠組を策定

■ 銅線売却の議論

- 英BT：
 - 2024年5月時点で4100トンの銅線をリサイクル済
 - 2024年の年次報告で、**大手銀行やリサイクル事業者のEMRとの間で、2028年までにBTのネットワークから銅線を回収することに合意したと述べた**
 - 銅線廃止が進むにつれ、市内電話交換機の数は今後10年で5600から1000に減少し、20万トンの銅線を回収する見込み
- 仏Orange：
 - 2025年1月、**回収される銅線の価値評価に関する入札プロセスを開始したと報じられた。**
- 銅線売却益の予想：
 - Financial Timesは、銅線売却が今後15年間で約100億ドル（約1.58兆円）以上の利益を世界中の通信事業者にもたらす可能性があるとする

データ法制：欧州データ法、EHDS規則、欧州ePrivacy規則案

- データ法（Data Act）は、2024年1月11日に発効し、**2025年9月12日から適用開始予定**
- **ヘルスデータスペース（EHDS）規則の成立と発効が注目される**
- **欧州ePrivacy規則案の成立目途は立たず**、デジタル公正法（DFA）が制定されるまで、欧州議会の課題に残る

■ データ法の発効

内容 • EU域内で生成されたデータにアクセスし利用する権利を定義し、特に産業データの共有を容易に
• データガバナンス法、GDPR第15条(アクセス権)・第20条(データポータビリティ権)を補完

動向 • 2024年1月11日に発効し、2025年9月12日から適用開始

■ EHDS法の成立と発効が注目される

内容 • ヘルスデータの可能性を最大限に引き出すため、欧州ヘルスデータスペース（EHDS）を構築
• データ法、データガバナンス法、GDPRを補完する

動向 • 2024年3月、欧州議会と閣僚理事会がEHDS規則案について暫定合意に達した
• 2024年4月、欧州議会が暫定合意を承認
• 2025年1月、欧州閣僚理事会がEHDS規則案を採択
EHDS規則の成立と発効が注目される

■ 欧州ePrivacy規則案の成立目途は立たず

経緯 • 2017年1月、欧州委員会がePrivacy規則案を公表

内容 • ePrivacy指令に代わり、電気通信分野に関しGDPRを補完
• Cookieなどのトラッキング技術やスパムに関するルールの明確化

動向 • 2021年5月に三者対話が始まったものの議論は停滞
• 2023年6月、閣僚理事会で議長国がePrivacy規則案の進捗を報告
• 2023年下半年以降、欧州連合理事会議長国はePrivacy規則案を優先事項に含めず
• ePrivacy規則案の採択は少なくともデジタル公正法が制定されるまで、欧州議会の課題に残る

■ 当面の代替策として現行ePrivacy指令ガイドラインで対応

内容 • 2023年11月、欧州データ保護会議(EDPB)はePrivacy指令第5条3項の技術的範囲に関するガイドラインを採択

動向 • 2024年10月パブリックコンサルテーションの実施を経て、ガイドラインの最終版が公表された

- 英国データ・アクセス法案（Data（Use and Access） Bill）は2024年10月に貴族院へ提出、現在は審議中
- **2025年半ばまでに国王の裁可を受けて成立する見込み、2026年初頭に施行される予定**

■ 英国データ・アクセス法案の発案経緯

- データ・アクセス法案は2023年に提出されたデータ保護とデジタル情報法案（DPDI法案）の後継である。DPDI法案に盛り込んだデータ保護体制に対する物議を醸した改革の一部を削除し、英国のデータ保護体制にいくつかのビジネスフレンドリーな変更を導入
※DPDI法案は2024年5月24日の解散前の議会で通過せず、法制化されなかった。2024年7月の総選挙で発足した新政府がDPDI法案をどのような形で復活させるのかに注目が集まっていた

■ 英国データ・アクセス法案の主要内容

- 本法案の焦点はデータ保護だけでなく、デジタルID認証の規則、医療におけるITサービスの技術基準など多岐にわたる
- データ・アクセスの合理化に重点を置いており、特にテクノロジーやヘルスケアの分野で企業が革新的なプロジェクトで協力する機会を生み出す可能性があると評価されている
- 注目される新しい制度：
 - ①スマートデータ体制：顧客の同意のもと、承認された第三者事業者（中小企業等も含む）と顧客データを安全に共有する仕組みで、より良いサービスや商品の提供につながる可能性がある
 - ②デジタルID認証制度：個人に関する身分証明のデジタル化で、引っ越し、雇用前チェック、年齢制限のある商品やサービスの購入などに役立つ。今後10年間で約43億£のコスト削減につながると予測

データ保護に関する主要項目

- (1)データ・ポータビリティ権の強化、
- (2)越境移転の国際条約への準拠、
- (3)自動化された意思決定の有効性、
- (4)データ処理の「正当な利益」の明確化、
- (5)公的・私的資金による科学的目的のための処理の適法化、
- (6)データ主体によるデータアクセス要求の範囲の明確化と大量データ管理者の対応期限の柔軟化、
- (7)十分性認定の保護水準の明確化、
- (8)制裁金のGDPR水準への引き上げ、
- (9)Cookieの同意の免除の追加、
- (10)ICO(Information Commissioner's Office)の改組

- 2024年7月に成立した**欧州AI法の大部分は、2025年2月と8月に適用開始**
- AIシステムの定義と禁止事項に関するガイドライン案が2025年初頭、汎用目的型AIモデルの実践規範は2025年8月に公表される予定

■ 欧州AI法の適用開始

原則は2026年8月2日から全面適用、例外は以下の通り。

適用開始日	章・条文	概要
2025/2/2	第1章	• 一般条項（定義など）
	第2章	• 禁止されるAIに関する規定
	第3章第4節	• 当局への通知に関する規定
2025/8/2	第5章	• 汎用目的型AIモデルに関する規定
	第7章	• ガバナンス（AI Office、AI Board、アドバイザリーフォーラム、独立した専門家による科学パネル、各加盟国の所轄機関など）
	第78条	• 秘密保持
	第101条を除く第12章	• 罰則
2027/8/2	第6条1項及びAI法の対応する義務	• 高リスクAIシステム分類ルールの一部とこれに対応する義務

■ 欧州AI法の関連施行規則の制定

AIシステムの定義とAI法の禁止事項に関するガイドライン

内容	• 2025年2月2日から適用開始のAI法第1、2章に対応 具体的な使用例を通して、関連の規制内容を具現化させる • 規制対象：AI法で容認できないリスクをもたらすAI実践
動向	• AI Officeは2024年11月に草案の公開諮問を開始 2025初頭に同ガイドラインを公表する予定

汎用目的型AIモデルの実践規範（General-Purpose Artificial Intelligence Code of Practice）

内容	• 汎用目的型AIモデル・プロバイダーの責任、システミック・リスクを伴う汎用目的型AIモデルの場合の追加的規制（AIモデルライフサイクル全体のリスク対応、技術的・ガバナンス保護手段の実装など）
役割	• AI法の汎用目的型AIモデルに関する規定の適切な実施を促進し、 信頼できる安全な汎用目的型AIモデルの将来の開発と展開を導く上で重要な役割を果たす
動向	• 欧州委員会は2024年11月に草案初稿を発表 2025年5月に最終草案を公開する予定

- 2025年、DMA（Digital Market Act）とDSA（Digital Service Act）の法執行は欧州委員会の重要事項にECプラットフォームへの監視強化はDSA執行の優先事項になる
- これまで、欧州委員会はDMAとDSAに基づくデジタルプラットフォームのコンプライアンス調査に集中したが、2025年に両法に基づく最初の制裁金賦課が決まる可能性が高い

■ DMAの法執行

- 2022年成立、2024年3月全面適用開始。「ゲートキーパー」（プラットフォーム事業者）を名宛人として、自己優遇・データ濫用の禁止、相互運用性の確保などの競争秩序を確保する義務を規定
- **【現状】**Google、Apple、Meta、Amazon、Microsoft、ByteDance、Booking（トラベル予約サービス）をゲートキーパーに指定
 - X Ads、TikTok Adsはゲートキーパー推定閾値を満たしたが実際に重要なゲートウェイになっていないと認定したため、ゲートキーパーの指定を見送った
 - Apple、Googleによるアプリストアの外部課金手段を制限する行為、Metaの「Pay or Consent」広告モデルに対するDMA義務違反調査を実施中、いずれも事業者が調査を受け、自主改善を行った

■ DSAの法執行

- 2022年成立、2024年2月全面適用開始。各種デジタルサービス提供事業者に対してサービス類型・規模により、ユーザー権利の保護、違法コンテンツの削除
- 政治広告の制限、「危機的状況」の対応などの義務を規定
- **【現状】**2023年に「超大規模オンラインプラットフォーム（VLOPs）」としてGoogle、Amazon、X（旧Twitter）、TikTokなど23社を指定、「超大規模オンライン検索エンジン」（VLOSE）としてBingとGoogle Searchを指定
 - 2023-2024年、X、Facebook、TikTok、Facebook、Instagram、Youtube、Snapchat、BingとGoogle Searchに対し偽情報と生成AI利用への対応（特に欧州選挙、未成年者保護、個人データ保護、消費者保護などへの影響）を強化するよう要請
 - TikTokに対してルーマニア大統領選期間中のデータを凍結（freeze）と保存するように命じた。TikTokが2024年4月から開始した新たな報酬プログラム「Task and Reward Lite」はDSAに基づく調査を受け、同サービスについて2024年8月よりEUから永久に撤退するという自主対応措置が導入された
- **【展望】**
 - ①2024年10月に開始されたYouTube、Snapchat、TikTokに対する推薦アルゴリズム運用の調査は今後他のSNSにも拡大すると予想
 - ②SheinやTemuなどのECプラットフォームへの監視を強化し、商品の品質確保、報酬プログラムを含むサービスの中毒性設計、レコメンドシステムの適正な運用などを中心に調査を厳格化する見込み

- 2025年1月1日に英国のデジタル市場・競争・消費者法（DMCC）が施行。同法に基づく新たな規制枠組みの下で、**英国の競争とプラットフォーム規制が行われる**（DMCCの規制対象でない場合は従来の競争法制度を適用）
- 規制当局のCMAは戦略的市場ステータス（SMS）を有する企業の指定調査を開始し、SMS企業に指定した企業に対する「行為要件」の定めと「競争促進介入」を行うと同時に、**オンライン小売と広告における消費者保護に力を入れる見込み**

■ DMCCに基づく大手IT・プラットフォーム企業の規制

- CMAは2025年1月からSMS企業の指定調査を開始（**Googleの検索と検索広告サービスに対する調査は初案件**）
対象企業ごとに、調査開始から9カ月以内に結果を下す必要がある
- CMAはSMS企業に対して、デジタル活動の行動要件を課したり、競争促進介入を導入したりすることができる。また、SMS企業は2500 £以上の合併案件は完了前にCMAに報告する義務がある

■ DMCCに基づくオンライン小売りと広告における消費者保護

- DMCCの消費者保護関連条項は2025年4月から施行される予定
- CMAはこれに合わせて、オンライン小売と広告の実務に対応した消費者権利を新設し、関連するガイダンスを施行前に公開する計画
特に、**オンライン・プラットフォームの偽のレビュー、ドリッププライシング（購入プロセスが進むと、追加料金等を段階的に表示する販売法）、サブスク契約に対応するものになる**

SMS企業の指定基準



グループの年間売上高が全世界で250億ポンド、英国で10億ポンドを超える



実質的かつ定着した市場支配力を有する



戦略的に重要な地位を有する

左記3つの基準を同時に満たす企業を、CMAはSMS企業として5年間指定できる

戦略的に重要な地位とは、以下のうち少なくとも1つがある場合

- ① 相当な規模のデジタル活動を行っている
- ② 相当数の企業がビジネス展開のために利用しているデジタルサービスにおける市場支配力を他のデジタルサービスに拡大可能
- ③ デジタル活動などに関して、他の企業の行動に大きな影響を与える可能性がある

- EUと英国では、大手IT・プラットフォーム事業者や伝統的なハードウェア・サーバー企業によるAI領域・クラウド領域企業への投資計画がさらに進む
- このトレンドに対して**各国競争当局は警戒すると予想されるが、最終的に競争阻害はないとし、許可される可能性が高い**

■ 大手IT・プラットフォーム企業によるAI・クラウド領域進出に関する競争上の調査

対象企業	進出方式	審査機関	審査結果
MicrosoftとOpen AI	2023年1月、MicrosoftはOpen AIに130億ドルを投資、AI利用の独占条項を締結	欧州委員会	2024年6月、競争法規制対象にならないが、 AI領域での寡占化の危険性を警戒し、両社の提携関係に対する監視を継続
MicrosoftとMistral AI	2024年2月、MicrosoftはMistral AI* ¹ に1500万ユーロを投資、同社のAIモデルを導入等	英国CMA	2024年5月、英国合併規制対象にならないと結論付けた
MicrosoftとInflection AI	2024年3月、Microsoftは自社のAI新設部門にInflection AI* ² の元従業員を起用、同社のAIモデルの非独占的利用に合意	英国CMA	2024年10月、Inflectionの英国におけるチャットボットサービスや会話型AIツールの市場シェアを大幅に向上させたものではないため、英国合併規制対象にならないと結論付けた
AmazonとAnthropic	2023年9月、Amazonは生成AIスタートアップ企業の米Anthropicに40億ドルを投資、同社のAIモデルを導入等	英国CMA	2024年10月、Anthropicを支配または実質的な影響力を与えないため、英国合併規制対象にならないと結論付けた
GoogleとAnthropic	2023年10月、GoogleはAnthropicに20億ドルを投資、同社の生成AIサービスにGoogleのクラウド・コンピューティングを利用させる	英国CMA	2024年11月、合併自体が生じていないことを理由に、英国の合併規制が適用されないと結論付けた
NvidiaとRun:ai	2024年4月、NvidiaはイスラエルのスタートアップAI企業Run:aiへの買収を合意	欧州委員会	2024年12月、欧州GPU市場における競争を阻害する恐れがないと判断。同買収は同月に完了
IBMとHashiCorp	2024年4月、IBMはクラウドソフトウェア企業の米HashiCorpへの買収を合意	英国CMA	2024年12月、本件買収が英国市場における商品またはサービスの競争の大幅な減少をもたらすかどうかを審査開始

*¹ Mistral AIはフランスのAIスタートアップであり、DeepMindやMetaのAI研究部門にいた人によって2023年に5月にパリで創業された。わずか9カ月でOpenAIに匹敵するAIモデルを開発した。

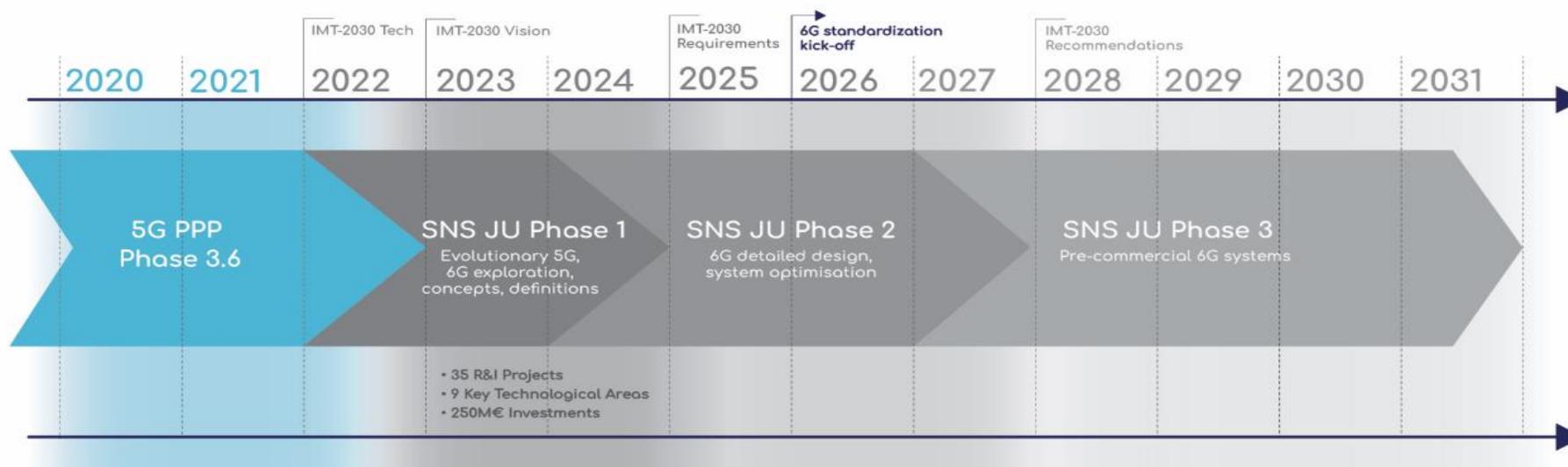
*² Inflection AIは、対話型AI「Pi」を開発したアメリカスタートアップ企業であり、2022年に設立され機械学習とAIのハードウェア・アプリを開発している。非上場企業でありながら、創業1年で企業価値が40億ドル（約6226億円）にのぼった。

- 欧州委員会と6G-IAが共同で主導している6G研究支援事業SNS JUは、2024年10月に16の6G研究プロジェクトに1.27億€を助成すると発表。これらのプロジェクトは2025年1月に始動する予定（2024年の助成実績は1.3億€）

■ SNS JU (Smart Networks and Services Joint Undertaking)の動向

- SNS JUは、欧州委と主要MNO・ベンダーが加入している6Gスマートネットワーク・サービス産業協会（6G-IA）が共同で主導するEUパートナーシップであり、5Gの展開と6Gの先端研究を支援。
- SNS JUの2021-2027年の予算は少なくとも18億€で、欧州委は9億€を拠出2023-2024年は6G研究に合計2.57億€を助成
- 2025年に助成するプロジェクトは半導体、持続可能性、AI統合、サイバーセキュリティに関するもの
- SNS JUの開発計画は、**2024-2025年からPhase2に入り、6Gの詳細なデザインとシステム最適化に着手する予定**
2026年から6G標準化を開始し、**2027-2028年からPhase3に入り、6Gのプレ商用化を開始する見込み**

■ SNS JUのロードマップ、2025年からPhase2に入る予定





KDDI Research

本レポートに関するお問い合わせは以下よりお願いいたします

<https://www.kddi-research.jp/inquiry.html>